

第六章 公益事業特権

第一節 認定電気通信事業

1. 土地等の使用

電気通信事業者が電気通信回線設備を敷設しようとする、道路上に多数の電柱を設置してこれにケーブルを架設したり、道路沿いの地中や橋梁の脇に管路と呼ばれる管を敷設してその中にケーブルを通したり、また、海を隔てた陸地相互を結ぶために海底にケーブルを這わせ、その陸揚げ局を海岸に設置したりすることにより隔地間を接続することが多く、無線を利用する場合は国立公園内の山頂に鉄塔を設置したり、市中のビルの屋上や壁面にアンテナを設置することもある。これらの行為は一般人には許されるものではなく、それぞれ道路や河川や海岸などを管理する行政機関から特別の許可を受けなければ実施できないものが多い。ビルの屋上の例ではビル所有者の同意がなければ設置できず、仮にこうした公の土地や公有水面の使用が認められず、あるいは私有地やビルの所有者からその使用を拒否されるとサービスの提供そのものが不可能なることもあり得る。

電気通信事業法は、公有地、公有水面や私有地の使用について特別の権利を創設するとともに、道路法、河川法など他の法律による土地等の規律も特例の適用を受けさせることとした。このように選ばれた事業者だけに認められた土地等の優先的使用権等を「公益事業特権」と呼ぶ。

2. 認定手続

公益事業特権を享受するには所定の認定手続を要するが、電気通信事業者の分類の説明で「認定電気通信事業者」とそれ以外の分類について前述したとおり、施行当時の電気通信事業法は回線設置事業者のことを「第一種電気通信事業者」と呼び、その開業を許可にかからしめるとともに、一定の審査を経て事業許可を受けたら自動的に公益事業特権も認められることとしていた。平15法125号による改正で従来の「許可」を二つに分けて、単純な事業参入禁止解除を「登録」、特権の付与を「認定」という手続にしたものである。

公益事業特権の付与を希望する電気通信事業者は、申請により、その電気通信事業の一部又は全部について、総務大臣の認定を受けることができる[法117①]。これから回線設置事業を営もうとする者も、事業登録・届出と並行して認定申請し[法117①]、登録・届出の完了後に認定を受けることができる[法119<3>]。登録・届出が済んでおれば認定基準は、(イ)経理的基礎及び技術的能力、(ロ)確実かつ合理的な事業計画の二つである[法119]。